

令和元年度  
中野市職員採用試験  
受験案内

第1次試験 9月22日(日)

受付期間 7月5日(金)～8月2日(金)

(郵送の場合は、8月2日の消印有効)

〔試験の種類〕	〔試験の区分〕
大学卒業程度	社会福祉士
短大卒業程度	保育士(社会人経験者)
高校卒業程度	一般事務
	一般事務(社会人経験者)
	一般事務(障がい者)

—この試験は、中野市職員の採用候補者を決定するために行うものです。—

中野市

〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号

総務部庶務課職員係

電話 0269-22-2111 内線 209・213

## 1 試験の種類、試験区分、採用予定人員及び主な職務内容

試験の種類	試験区分	採用予定人員	主な職務内容
大学卒業程度	社会福祉士	若干名	健康福祉、社会福祉の推進等に係る社会福祉士業務
短大卒業程度	保育士 (社会人経験者)	若干名	社会福祉施設等における保育士業務
高校卒業程度	一般事務	若干名	行政各分野等に関する業務全般
	一般事務 (社会人経験者)	若干名	
	一般事務 (障がい者)	若干名	

※本年度実施する職員採用試験への申し込みは、一つの試験区分に限るものとします。また、受付後の試験区分の変更はできません。

※「社会福祉士」、「保育士」の試験区分で採用された場合でも、市政に関する幅広い知識を習得し、職務能力を向上させるために、行政事務に従事することもあります。

## 2 受験資格

### (1) 年齢（生年月日）、資格・免許及び住所要件等

試験の種類	試験区分	年齢（生年月日）	資格・免許、住所要件等
大学卒業程度	社会福祉士	昭和 59 年 4 月 2 日から 平成 10 年 4 月 1 日まで に生まれた者	(1)大学卒業程度の学力を有する者 (2)社会福祉士資格を有する者(採用予定日の前日までに当該資格を取得見込みの者を含む。)
短大卒業程度	保育士 (社会人経験者)	昭和 49 年 4 月 2 日から 昭和 61 年 4 月 1 日まで に生まれた者	(1)短大卒業程度の学力を有する者 (2)保育士資格を有し、保育士登録している者(採用予定日の前日までに保育士登録する者を含む。) (3)民間企業等において保育士の実務経験を 5 年以上有する者（※1）

試験の種類	試験区分	年齢（生年月日）	資格・免許、住所要件等
高校卒業程度	一般事務	平成 10 年 4 月 2 日から 平成 14 年 4 月 1 日まで に生まれた者	(1)高校卒業程度の学力を有する者 (2)令和元年 5 月 1 日現在、中野市に住民登録してあり市内に居住している者、又は本人が進学・就職等により現在は中野市を離れているが以前に中野市内に居住していた者（中野市に住民登録のあった者）で、採用後に市内に居住することが確実な者
	一般事務 （社会人経験者）	平成元年 4 月 2 日から 平成 10 年 4 月 1 日まで に生まれた者	(1)高校卒業程度の学力を有する者 (2)令和元年 5 月 1 日現在、中野市に住民登録してあり市内に居住している者、又は本人が進学・就職等により現在は中野市を離れているが以前に中野市内に居住していた者（中野市に住民登録のあった者）で、採用後に市内に居住することが確実な者 (3)民間企業等において社会人の実務経験を 3 年以上有する者（※1）
	一般事務 （障がい者）	昭和 50 年 4 月 2 日から 平成 14 年 4 月 1 日まで に生まれた者	(1)高校卒業程度の学力を有する者 (2)身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が 1 級から 6 級までの者で、この受験案内の活字と同じ大きさの活字による印刷文の出題に対応が可能であること

（※1）

- ① 民間企業等には、NPO法人、自営業者、国及び地方公共団体を含みます。
- ② 実務経験は、週の勤務時間が30時間以上従事した期間に限るものとし、その期間が令和元年 6 月 1 日現在において、3 年又は 5 年以上を満たしている必要があります。
- ③ 実務経験が複数ある場合には、その期間を通算することができます。ただし、同一期間内に

複数の実務経験を有する場合は、当該期間内の実務経験はいずれか一のものに限りその期間を通算することができます。

- ④ 育児休業期間は実務経験の期間に含めることはできません。
- ⑤ 第2次試験合格者には、実務経験を確認するため、職歴証明書又はこれに相当する書類を提出していただきます。

## (2) 欠格事項

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する者
  - ア 成年被後見人又は被保佐人
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ウ 中野市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人

## 3 試験日時及び会場

試験	日 時	試験会場
第1次試験	令和元年9月22日(日) 受付時間 午前8時15分～午前8時45分	中野市役所 (中野市三好町一丁目3番19号)
第2次試験	10月下旬予定 (第1次試験合格者に別途通知します。)	
第3次試験	11月中旬予定 (第2次試験合格者に別途通知します。)	

※都合により受付時間及び会場が変更となる場合がありますので、受験票に記載された受付時間及び試験会場を必ずご確認ください。

#### 4 試験方法及び内容

##### (1) 第1次試験

試験項目	試験区分	試験の内容
教養 (40題・2時間)	社会福祉士	時事、社会・人文に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
教養 (60題・1時間15分)	一般事務	社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する問題
	一般事務 (障がい者)	
職務基礎力試験 (75題・1時間30分)	保育士 (社会人経験者)	社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な思考力を問う分野の3分野
	一般事務 (社会人経験者)	
事務適性検査 (100題・10分)	一般事務	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる検査
専門 (30題・1時間30分)	社会福祉士	社会福祉概論(社会保障及び介護を含む。)、社会学概論、心理学概論
作文 (1時間)	各試験区分 共通	一般的事項についての作文試験
性格特性検査 (150題・20分)	各試験区分 共通	公務員に求められる資質について、性格特性をみる検査
職場適応性検査 (150題・20分)	社会福祉士	公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみる検査
	一般事務	
	一般事務 (障がい者)	
職務適応性検査 (150題・20分)	保育士 (社会人経験者)	社会人の職務・職場への適応性を性格傾向の面から検証する検査
	一般事務 (社会人経験者)	
資格調査	各試験区分 共通	受験資格の有無及び試験申込書記載事項の真否についての調査

(2) 第2次試験（各試験区分共通）

試験項目	内 容
面接試験	人物、性格等に加え、必要な適正・能力など総合的に評価する面接による試験
資格調査	免許証、資格証、身体障害者手帳等の確認

(3) 第3次試験（各試験区分共通）

試験項目	内 容
面接試験	人物、性格等に加え、必要な適正・能力など総合的に評価する面接による試験
資格調査	職歴証明書の確認
身体検査	職務遂行上必要な健康度についての検査（指定の診断書による）

※一般事務（障がい者）については、職務遂行上に必要な実技の実地考査を行う場合があります。実地考査を実施するときは、第3次試験合格者に別途連絡します。

## 5 受験手続

- (1) 受付期間 令和元年7月5日（金）から令和元年8月2日（金）まで  
※郵送の場合は、令和元年8月2日（金）の消印有効
- (2) 受付時間 日曜日、土曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 申込先 中野市役所 総務部庶務課職員係  
(〒383-8614 中野市三好町一丁目3番19号)
- (4) 提出書類 試験申込書  
※試験申込書は、中野市ホームページからダウンロードできます。用紙は、普通紙（A4サイズ）を使用し、両面印刷としてください。  
※受験案内及び試験申込書は、市役所総合案内窓口、豊田支所窓口、西部・北部・永田窓口サービスステーションにもあります。
- (5) 申込方法 試験申込書に本人が必要事項を記入し、本人又は代理人が持参するか、若しくは、簡易書留等の確実な方法により郵送してください。
- (6) 受験票 受付期間終了後、試験申込書に記載された受験票送付先の住所に送付します。
- (7) その他 試験申込書の返却は行いませんので、ご了承ください。

## 6 合格発表

各試験の結果については、受験者全員に文書で通知します。なお、電話でのお問い合わせには、お答えしていません。

発表時期については、次のとおり予定しています。

- ・第1次試験合格者発表 10月上旬
- ・第2次試験合格者発表 10月下旬
- ・最終合格者発表 11月下旬

## 7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、令和2年度中野市職員採用候補者名簿に登載し、名簿に登載された者のうちから採用を決定します。  
なお、採用は、令和2年4月1日以降となります。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、登載の日から令和2年4月1日までです。
- (3) 採用決定を受けた者が、地方公務員法第33条の規定に該当する行為その他の公務員になるのにふさわしくない行為を採用日前に行った場合は、採用されません。

## 8 給与

- (1) 初任給は、次のとおりです。  
なお、職歴等を有する者は、規定により初任給を調整します。

試験の種類	試験区分	初任給
大学卒業程度	社会福祉士	180,700円
短大卒業程度	保育士（社会人経験者）	204,800円
高校卒業程度	一般事務	148,600円
	一般事務（社会人経験者）	190,700円
	一般事務（障がい者）	148,600円

※社会人経験者の試験区分については、民間企業等の実務経験を10年有していることのみを考慮し、調整した初任給です。（実際の初任給は、民間企業等の職務内容や在職年数等に基づき調整します。）

- (2) 初任給は現行のものです。採用時まで改定等があった場合は、改定後のものが適用になります。
- (3) 給料のほかに、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

## 9 その他

この試験の実施に際して収集する個人情報は、この採用試験のために必要な範囲でのみ利用します。

## 10 問い合わせ先

〒383-8614  
中野市三好町一丁目3番19号  
中野市総務部庶務課職員係  
電話 0269-22-2111 内線 209・213  
e-mail [shomu@city.nakano.nagano.jp](mailto:shomu@city.nakano.nagano.jp)